

令和元年流山市教育委員会第 11 回定例会会議録

- 1 日 時 令和元年 11 月 20 日（水曜日）
開会 午後 1 時 30 分
閉会 午後 3 時 50 分
- 2 場 所 流山市役所 302 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 後田 博美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼教育総務課長 根本 政廣
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
学校施設課長 大塚 昌浩
指導課長 西村 淳
スポーツ振興課長 寺門 宏晋
公民館長 鶴巻 浩二
図書・博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二
教育総務課庶務係長 矢代 薫
教育総務課庶務係主任主事 末吉 聡美

8 議案等

- 議案第 35 号 令和元年度教育費補正予算案について
- 議案第 36 号 流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の原案について
- 議案第 37 号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 38 号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 39 号 流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 40 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ第 1 グループ）
- 議案第 41 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ第 2 グループ）
- 議案第 42 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ第 3 グループ）
- 議案第 43 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ第 4 グループ）
- 議案第 44 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ第 5 グループ）
- 議案第 45 号 指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ第 6 グループ）
- 議案第 46 号 指定管理者の指定の原案について（おおたかの森小学校区学童クラブ）
- 議案第 47 号 指定管理者の指定の原案について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）
- 議案第 48 号 工事請負契約の締結の原案について（流山市立八木北小学校校舎等改修工事（建築工事））
- 議案第 49 号 工事請負契約の変更の原案について（流山市新設小学校新築工事）
- 報告第 13 号 臨時代理の報告について（流山市いじめ対策調査会委員の委嘱）
- 報告第 14 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 報告第 15 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

9 議事の内容

（開会 午後 1 時 30 分）

後田教育長	ただいまから、令和元年流山市教育委員会議第 11 回定例会を開会します。 令和元年流山市教育委員会議第 10 回定例会の会議録をお配りしておりますが、ご意見、ご指摘などございますか。 （一部修正の指摘あり）
後田教育長	一部修正のうえ、承認することにいたします。

それでは、教育長報告をお願いします。

学校教育部長

それでは、10月の教育委員会議以降の内容についてご報告いたします。

① 11/1 流山市教育功労者表彰式が開催され、前回10月の教育委員会議でご承認いただきました、八木北小学校長 平田義高氏、鰯ヶ崎小学校長 高橋千代美氏、八木中学校長 伊藤謙次氏の3名を表彰いたしました。

② 10/31、11/7 第13回流山市小学校ミニバスケットボール大会が開催されました。男子優勝は東小学校、準優勝は流山北小学校が、また3位にはおおたかの森小学校と東深井小学校が入賞し、女子優勝は東深井小学校、準優勝には八木北小学校、3位には八木南小学校と鰯ヶ崎小学校がそれぞれ入賞しました。なお、女子優勝の東深井小学校は5連覇を果たしております。

③ 11/8 流山市教育委員会指定、公開研究会が、常盤松中学校で開催され、同校では「生徒が意欲的・主体的に学ぶ授業づくり～効果的なグループ学習の活用を通して～」を目指して、授業づくりに取り組んできました。教科部会を中心に研究がすすめられ、学習意欲の向上が見られました。また11/12には江戸川台小学校が「自ら考え、かかわり合う学習指導のあり方～言語活動の充実を通して～」をテーマに、公開研究会が開催されました。児童の語彙の豊かさが見られ、市内の各学校にも広げていければと考えています。

④ 11/15 令和元年度永年勤続表彰式を、市役所で開催しました。永年勤続表彰は30年勤続をもとに表彰されるもので、16名（昨年度12名）の教職員が受賞されました。今後も、各学校の教育力の向上や人材育成にご活躍をいただければと思っています。

以上で報告は終わりますが、今後の予定として、令和元年流山市議会第4回定例会が11/28より開会されます。

生涯学習部長

生涯学習部からは、4点ご報告いたします。

① 11/2 第17回流山市少年少女俳句大会の表彰式が生涯学習センターで開催され、市内の全小中学校から5,396名の応募があり、応募総数11,938句の参加がありました。小学生の部の市長賞は、西初石小学校6年の横田優杏さんの「赤とんぼ夢をとどけるゆう便屋」、中学生の部の市長賞は、おおたかの森中学校2年石塚雄人さんの「冬晴れやエース区間のごぼう抜き」が、それぞれ受賞されました。

② 11/6 京和ガス株式会社の海老原社長と長田課長が市長室を訪れ、文化会館にテーブルコンロ4台と、南流山センターにビルトインコンロ7台の合計11

台の調理用ガスコンロを寄贈いただきました。これは、両施設の調理室で使用しているガスコンロが老朽化したため、同社に相談していたところ、今回の寄贈に至ったものです。寄贈いただいたガスコンロはすでに設置させていただき、市民の皆様にご利用いただいております。なお、同社は公民館事業である、市内3小学校で行われた「夏休み子どもの居場所づくり事業」において、カリキュラムに講師の派遣と、教材を提供していただいているほか、毎年開催しております中央公民館まつりで使用させていただいているデコレーションゲートの貸出などにもご協力をいただいております。

③ 11/10 キッコーマン アリーナにて、東葛飾地区青少年相談員連絡協議会主催の「令和元年度東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会」が開催され、東葛6市の青少年相談員と子どもたち合わせて約130名が参加しました。7年ぶりで流山開催となった本大会は、「他者との違いや良さを発見し、認め合う」というテーマのもと、各市の良いところを付箋紙に書き出す創作活動や、パラリンピック競技を模したブラインドサッカーリレー、流山発祥のヘルスバレーボール、千葉県より提案のあった、ゆめみるチーバくん体操など、数多くの企画が用意され、各市の参加者は交流を深めながら楽しいひとときを過ごしました。

④ 本日 11/20 午前中に、生涯学習審議会の辻野会長が教育長室を訪れ、先般より諮問させていただいております教育振興基本計画第二期の生涯学習部門についての答申をいただきました。この答申を受けまして、この教育振興基本計画についてもし見直しする点がございましたら、こちらの方で見直しをさせていただき、次回の教育委員会議で報告させていただきたいと思います。

後田教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

割田委員

少年の日のイベント開催についてですが、少年の日というものを私は知らなかったのですが、このイベントについてどこかで宣伝はされていたのでしょうか。

生涯学習課長

広報ながれやま等でご案内はしていました。

割田委員

小学校を通してお手紙などが配られる等はないのですか。

生涯学習課長	それはしていないかと思います。
割田委員	参加者１３０名ということで、もう少し広がったらと思ったのですが。
生涯学習課長	各市で何名程度ということで、少ないところは子どもがほとんど来ないというところもあったのですが、バランスの良い人数ということで、あまり極端に多くなってしまうと運営ができないというところもあります。
割田委員	一般の人も参加できるのですか。
生涯学習課長	はい。申込制で、保険等もありますので、柏市や松戸市はバスで来ています。今回は野田市で開催することになっています。
後田教育長	ほかにご質問はございますか。
	(特になし　との声あり)
後田教育長	特にないようですので、以上で教育長報告については、終了いたします。 これより議事に入りますが、議案第３５号「令和元年度教育費補正予算案について」、議案第３６号「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の原案について」、議案第４０号から議案第４６号「指定管理者の指定の原案について（学童クラブ）」、議案第４７号「指定管理者の指定の原案について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）」、議案第４８号「工事請負契約の締結の原案について（流山市立八木北小学校校舎等改修工事（建築工事）」、議案第４９号「工事請負契約の変更の原案について（流山市新設小学校新築工事）」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第１３条第１項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第１０条第１項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし　との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。

よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第37号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

（令和2年1月1日付けで、スクールロイヤーを任用することに伴い、学校教育部指導課事務分掌に新たな項目を追加する旨の説明）

本市では、平成28年度に発生した、いじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態を受け、いじめ対策調査会から中間報告が提出されたところです。この間、本事案に係る法的事務は、総務部総務課政策法務室の助言により進めてまいりました。しかしながら、本事案の法的事務については、複雑かつ多岐にわたる課題が発生している状況にあるほか、教育委員会内における、法的助言が必要な他の案件も増加傾向にあります。このため、スクールロイヤーを特定任期付職員として任用することとしたことから、事務分掌の改正を行うものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

スクールロイヤーに係る新旧対照表について、新たに追加された箇所がいずれも「教育総務部及び学校教育部に係る…」となっていますが、生涯学習部の関係でも、例えば夏休みに子ども教室を行う等、様々な小中学生が関わる行事があり、そうしたところで問題等が起こらないとも限らないと思います。生涯学習部も入れた方が、より幅広くお願いできるのではないかと思います。その辺はいかがなのでしょう。

学校教育部長

スクールロイヤーを任用するに至った経緯については、先だってお伝えした問題の前から既に計画していたものであり、誤解を受けてはいけないのは、今回こうした問題があったためスクールロイヤーを配置するに至ったわけではなく、子どもを守るために、中立な立場での法的な様々な視点でご相談をしながら、より良い方向にアドバイスいただいたり、また、いじめや虐待について

の研修を各学校で行っていただいたり、そうしたことでかなり前からこうした計画がなされていたことをまずご理解いただきたいと思います。職務としては、いじめ問題、虐待、その中で学童についての問題ですとか、そうしたところで募集を図っており、杉浦教育長職務代理者がおっしゃられるように、確かに生涯学習の方にも考えられることはあるのですが、募集の段階ではそうしたところまで広くは考えてはおりませんでしたので、こうした形にさせていただいております。

生涯学習部長

生涯学習の方でも、学校施設の利用や学校開放等をこちらの事業として行っていますが、やはりスクールロイヤーというのは学校教育の中でのトラブルということで、生涯学習の方では施設の管理上の問題や、事業の運営上の問題といったところで法的なことがあるかもしれませんが、それは顧問弁護士等での対応になるかと思います。

杉浦教育長職務代理者

生涯学習部の職務全般ではなく、昨今、子どもが関わる部分が政策の中でも増えてきていると思うので、経緯等は分かりましたが、実際そうした子どもについて、どこでどういった問題が起きるかも分からないので、そうした意味で質問させていただきました。

指導課長

スクールロイヤーの配属先は指導課になりますので、私から主な職務内容をご説明します。募集をかけた時の内容なのですが、学校や教育委員会が対応する事案に対する法令の適合性の判断等の支援・指導・助言、また、市内小中学校職員への法的理解の推進、学校や教育委員会が対応する事案に対する訴訟案件があった時には、スクールロイヤーが訴訟資料の作成、対応を行う、ということで、大きくは学校が主体ということです。また、いじめ防止教育について、弁護士資格があるので、各学校へ法的側面からの教育をしていくということです。

後田教育長

ほかにご質問はありますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 38 号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(流山小学校区第 3 おおぞら学童クラブの設置に伴い、定員を定める旨の説明)

この度の改正は、需要の増加する流山小学校区に令和 2 年 4 月 1 日から設置する、新たな学童クラブの定員を定めるものです。具体的には「流山小学校区第 3 おおぞら学童クラブ」定員 160 名を追加するものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第 38 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 39 号「流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行う旨の説明)

学校教育法の一部改正により、校長又は教員となることができる者の欠格事

由から「成年非後見人又は非保佐人」が削除されることになりました。このことにより、今回の改正に伴い、流山市立小学校及び中学校管理規則の条文の一部を改正するものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第13号「臨時代理の報告について（流山市いじめ対策調査会委員の委嘱）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

指導課長

(いじめ対策調査会委員の委嘱について、臨時代理した旨の説明)

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

この教育委員会議で、メンバーの方が決まったというお話は今回で3回目ですが、調査会としてのメンバーは、今日お話しいただいた方々が入り、人数的には固まったと理解してよいのでしょうか。

指導課長

はい。8名になり、これでほぼ固まったという感じです。委員長も最初に決まりました。

後田教育長

ほかにご質問はありますか。

(特になし との声あり)

後田教育長	質問がないようですので、報告第１３号は、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
後田教育長	ご異議なしと認めます。よって、報告第１３号は原案のとおり了承することに決しました。 次に、報告第１４号、報告第１５号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）」を一括して審議します。 報告理由の説明を求めます。
教育総務課長	(公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明)
後田教育長	本案について、質疑等ありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
後田教育長	質問がないようですので、報告第１４号、報告第１５号は、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
後田教育長	ご異議なしと認めます。よって、報告第１４号、報告第１５号は原案のとおり了承することに決しました。 次に、各課等報告を学校施設課からお願いします。
学校施設課長	(おおたかの森小学校区の新設小学校の用地について、新設中学校基本設計(案)に係るパブリックコメントの結果について報告)
指導課長	(第１３回流山市小学校ミニバスケットボール大会結果について、市内小中学校作品展について、第３回いじめ対策調査会について報告)
公民館長	(第７１回公民館研究大会の中止について、森のまちふれあいフェスについ

	て、日本舞踊公演について報告)
スポーツ振興課長	(ながれやまスポーツフェスタ&キッチンカーフェスについて報告)
生涯学習課長	(青少年ふれあい運動全体のつどいについて、おおたかの森ホール1月のオープニングコンサートについて報告)
後田教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。
杉浦教育長職務代理者	いじめ対策調査会に関する報告の中で「一次資料の回収」という言葉がありましたが、お話いただける範囲で構わないのですが、これはどういったもので、回収は委員の方から要望されたということですか。
指導課長	現委員の方から、第二次中間報告書を読み込んだり、教育委員会にある資料を読み込んだりした中で、まだ十分分からず不明なところがある、ということで、それに対し、前調査会の委員がお持ちの一次資料というものがあり、前会長からご返却いただいていない部分もありましたので、その部分を至急回収してもらい、それを読み込みたい、というご要望があり、現在動いているところです。一次資料とは、要するにその報告書の元となっている資料、聞き取りの資料やコピーした資料等のことです。電子データでお渡ししているものもありますので、その返却をお願いしています。
杉浦教育長職務代理者	前会長だけが持っておられるのですか。
指導課長	それぞれの前委員の方も、部分的な聞き取りの時には動いていらっしゃるの で、お持ちの可能性もあるのでお声かけはしています。それと、やはり前委員 の方も附属機関として動いていただいているので、流山市の資料は財産である ということで、返却いただけるよう進めているところです。
宮田委員	おおたかの森地区の新設小学校建設候補地についてですが、この場所で進め ていくのは決定なのでしょうか。この地図の中で候補地が3ヶ所ありましたが が、この場所が一番適しているという結論になった、という意味合いでよろし いのでしょうか。

学校施設課長	はい。今、おおたかの森小学校区の中で学校用地を選定する中で、区画整理事業地区内で区画整理事業者と協議したところ、この３地区は事業を変更するというのを伺っており、この中で北側の４６街区が一番児童・生徒のためには負担が少ない地区になるだろうということで、４６街区を第一候補として協議を進めています。
割田委員	新設小学校建設候補地の資料で、色の付いている地区は何を示しているのですか。
学校施設課長	色の付いている地区は総合運動公園周辺地区の区画整理事業の区域であり、この区画整理事業地区内に学校を建設したいということです。おおたかの森小中学校が既存であり、流山警察署の北側の大畔地区に新設小学校の建設も進めているところですが、それでも児童の急増により教室数が足りないということで、令和６年までにまた学校の建設が必要だということが分かりましたので、この４６街区を候補地として新たな学校を建てるという計画をしております。
教育総務部長	南流山小学校の木地区とは違い、まだ開発途中になりますので、こうした候補となる場所はあるということです。中でも教育委員会事務局としては、候補地４６街区、約２．０ヘクタールのところが、おおたかの森小学校からも至近であるほか、形的にも非常に学校として適しているということもありますので、ここを候補地にさせていただきたいということで、今日、資料をお示ししているところです。
宮田委員	この候補地はおおたかの森小学校と非常に近いですが、おおたかの森小学校が増えて困っているのを造るわけですから、逆におおたかの森小学校に近いことを売りというか、おおたかの森小学校に近いので、そんなに遠い場所に学校を造るわけではないですよ、ということで、よいのではないかと私は思います。
杉浦教育長職務代理者	先ほどの大畔地区でのパブリックコメントでは、要は、あれだけ人が増えている駒木地区に学校を造らず、区画整理外のところに学校を造っているというのはどうなのか、という意見がかなりあったということでした。今度新しくできる学校も方向的には同じですが、駒木地区については候補になるような土地は全くなかったのでしょうか。

学校施設課長	駒木地区については、基本的には小学校は小山小学校があるので、中学校が欲しいという意見だったと思います。ただ中学校については、今の段階では大畔地区に造ることを決めましたので、おおたかの森中学校と大畔地区の中学校で足りるということで、駒木地区の方にはまだ中学校の計画は考えてはいません。
杉浦教育長職務代理人	小山小学校にも、歩くと1時間ほどかかる柏市の高田の地区から通っている子もいて、中学校はさらに遠いという現実、そういう意味で、駒木地区にいろいろな事情で学校の密度が低くなっている、ということを認めた上での決定なのですか。
学校施設課長	今回のおおたかの森地区の小学校については、あくまでもおおたかの森小学校が入りきらないという中での解消として、おおたかの森小学校の分離として造ります。駒木地区は小山小学校が通学区域となっており、小山小学校を分離するわけではないので、おおたかの森地区に造るということで考えております。駒木地区の件については、説明会の中では、駒木地区は中学校が遠くなる、という意見でした。確かに駒木地区から大畔地区の中学校に通うのは遠いと思いますが、中学生になれば自転車通学もできるということと、駒木地区には土地も見つけられなかったというところもありますので、中学校の建設については大畔地区に決定し、計画を進めさせていただいています。
後田教育長	学校建設の難しいところは、ある程度の広さが必要で、加えて形状も重要であるということです。そういう点では、まずおおたかの森を整備して、中学校については未定ということです。 この建設候補地の地図で、八木南小学校近くの南の方にも2つ、示されている地区があるのはどのような意味なのですか。
学校施設課長	区画整理事業の変更の中で、この地区が大街区化するという話があり、学校を建設できる規模の面積が確保できるところを事業者の方から提案していただいたのが、この3つの地区です。この中から一番適している場所ということで、46街区を候補地としました。
後田教育長	駒木地区には、こうした候補地はなかったということですか。

学校施設課長	今回はおおたかの森小学校の分離ということで考えておりましたので、駒木地区については候補地を探すことはしていません。中学校については、小山小学校と、大畔地区にできる小学校の卒業生に通ってもらう学校を大畔地区に造るという計画をしておりますので、大畔地区に建設を進めさせていただいております。
杉浦教育長職務代理人	おおたかの森小学校の分離ということはもちろん分かるのですが、あの地区の方からすると、全部ひっくるめて、あの地区の中での児童・生徒の増加に対する対応ということで、現実的な要素は少ないと思いますが、例えば駒木地区に新しい中学校を造り、大畔のところを小学校にすれば、人数的には賄えるのではないかと等、要するに、小山小学校区の端に住んでいる、これから中学生になる子もいると思うので、そこだけ考えるわけにはいきませんが、そういう気持ちを持つ人も結構いると思うので、それに対する説明を、理解していただけるよう丁寧に行っていく必要があるかと感じます。
学校施設課長	大畔地区に小学校の建設が決まった段階で、中学校の建設も必要だという話も出ていましたので、その段階で中学校の建設候補地についても検討させていただきました。その中ではやはり、大畔地区の小学校に近い方がいいだろうということもあり、中学校の建設は大畔地区となりました。確かに小山小学校の卒業生も通う学校ですので、駒木地区にあってもいいかと思うのですが、令和4年4月開校に向け、駒木地区に新たに用地を探し、地権者と交渉をして、といったことは時間を要するということもあり、大畔地区に決めさせていただきました。
割田委員	杉浦教育長職務代理人のお話と重なるかと思いますが、おおたかの森小学校に通う児童が増えたので、その学校を半分にする、という計画とのことですが、どこに住んでいる子どもたちが増えているのか、ということが想定に入っている計画なのかなと思いました。学校ができた後、また学区を決めていくのですよね。
学校施設課長	今、想定しているおおたかの森小学校の通学区域の児童数推計では、令和6年度に2000人弱くらいになるということです。これを1度分離して大畔地区に小学校を造る、そこで通学区域はもう分けてあり、大畔の小学校に行くのですが、その残ったおおたかの森地区の区域内で、また児童が今後増え、大畔

地区に小学校を造っただけでは入りきらないということが分かりましたので、再度おおたかの森地区にもう 1 つ小学校を造らなければならないということです。おおたかの森地区の小学校通学区域全体で増えていると聞いております。

割田委員

とても難しい問題だと思いますが、学区を決めていく段階で「こっちの学校の方が近いのに」という子どもたちが出るのではないのでしょうか。

学校施設課長

そうしたことは基本的にはないと思います。

割田委員

それと、新しい学校ができたからということで何回も転校しなければならない、結果的に振り回されてしまうようなことにはなりませんか。

学校施設課長

小山小学校ができ、おおたかの森小学校ができて 6 年間かかっておりますので、その中で、小学 6 年で卒業していくことを考えると、1 回の転校はあっても、何回もというのはないと思います。

学校教育課長

まだ建設予定地が確定しているわけではないので、なんとも言えないところもあるのですが、令和 3 年度に大畔地区の小学校が開校し、おおたかの森小学校は一旦少し人数が減るのですが、令和 4 年度からまた徐々に増えていき、令和 6 年度には国基準で行っても対応できない状況になってしまいます。その段階で、とにかく新たな学校を造らなくてはいけないということで、46 街区の近辺に住んでいる方はかなりの数がいらっしゃり、この方々のための学校を造ることで、おおたかの森小学校の状況が解消されるということになります。ですからおおたかの森小学校の前を通過して学校に行くとか、他の学校に近いところの方々がこの学校に行かなくてはいけない、ということではなく、この学校の近辺の子どもたちが行けば、なんとかおおたかの森小学校の問題は解消できるということで、学区ごとに子どもたちの人数も算出しておりますので、そこは対応できるのではないかと考えております。

後田教育長

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

質問がないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第 35 号「令和元年度教育費補正予算案について」

教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 36 号「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 40 号から議案第 46 号「指定管理者の指定の原案について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 学童クラブ第 1 グループ、第 2 グループ…とあるが、このグループの区分けはどのように決めているのか。

(答) 学童クラブはもともと保護者が運営していたが、その体制から市が指定管理者制度を導入した。最初に指定管理者を導入する際、近いエリア等である程度の区分けを行ったのだが、それが第 1 グループ、第 2 グループ…という形になっている。

(問) おおたかの森小学校区学童クラブについてはそうした表記がないが、どこかのグループに入るのか。

(答) おおたかの森小学校区学童クラブは他の学童クラブと比べ、定員数が 400 名とかなり多いため、グループの中に入れてしまうのは管理運営上難しいという判断で、グループには入れず単体での扱いとしている。

(問) おおたかの森小学校区学童クラブの指定管理者は第 6 グループと同じだが、同一の指定管理者が複数のグループを管理できるのか。

(答) グループごとに公募しており可能である。

議案第 47 号「指定管理者の指定の原案について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第４８号「工事請負契約の締結の原案について（流山市立八木北小学校校舎等改修工事（建築工事）」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第４９号「工事請負契約の変更の原案について（流山市新設小学校新築工事）」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

後田教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は、１２月１６日（月曜日）、午前１０時からとしたいと思いますが、いかがでしょうか。場所については、後日お知らせいたします。

（次回の日程協議）

後田教育長

それでは、次回の教育委員会議は、１２月１６日（月曜日）、午前１０時から開催することとします。

以上で、令和元年流山市教育委員会議第１１回定例会を終了します。

（閉会 午後３時５０分）